

4月講演&勉強会

『児童相談所』を正しく理解しよう。

- ◆主 催：一般社団法人ひきこもり支援相談士認定協議会 沖縄県支部
- ◆日 時：4月20日（土）14時～15時30分（13：30受付）
- ◆対 象：どなたでも参加可能（事前予約不要）
- ◆参加費：無料
- ◆会 場：八洲学園大学国際高等学校（0980-51-7711 本部町備瀬 1249）
- ◆講 師：冨永 政人（沖縄県中央児童相談所 相談班長）

全国的に「児童虐待」が問題視される中、『児童相談所（じどうそうだんじょ）』という言葉をよく耳にするようになったかと思います。今月の勉強会では、児童相談所より職員の方を御招きし、「児童相談所の存在意義・役割・通告の義務・相談の仕方」等を理解する事を目的とします。

※児童相談所（じどうそうだんじょ）とは・・・児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。児相と略称される。

